

# 多摩六都科学館は 博物館相当施設に指定されました



▲写真上：櫻井昆虫標本コレクション 下：舟木鉱物コレクション

多摩六都科学館（東京都西東京市、館長：高柳雄一）は、令和2年5月11日（月）付けで、東京都教育委員会から「博物館相当施設※」の指定を受けました。

当館は小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市で共同設置している科学館です。平成6年3月の開館以来、博物館類似施設に分類されておりましたが、25年にわたる活動の間に市民からの鉱物・生物標本等の寄贈資料も約8,000点と増え、それらの適切な保存・管理、調査・研究の必要性も増したことから、数年前より博物館相当施設の指定を受けるための要件を整えてまいりました。

この度、令和2年5月11日付けで東京都教育委員会から博物館相当施設として指定され、「東京都公報」に掲載されました。

<http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/> 東京都公報 令和2年5月11日（月）定刊17089号

告 示 (教)	
●東京都教育委員会告示第二十七号 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により、多摩六都科学館を博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。	
令和二年五月十一日 東京都教育委員会	
一 設置者の名称及び住所	多摩六都科学館組合 西東京市芝久保町五丁目十番六十四号
二 施設の名称	多摩六都科学館
三 施設の所在地	西東京市芝久保町五丁目十番六十四号
四 指定年月日	令和二年五月十一日
五 指定番号	第六十五号

当館は現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため臨時休館しておりますが、標本資料の整理や調査等は進めています。科学館の持つ資料を生かして、今後もなおいっそう、科学の面白さを伝える展示・プログラムづくりに努めてまいります。

## 参 考

### ※博物館相当施設とは

博物館法第29条で定められた、博物館の事業に類する事業を行う施設。資料を整備している、専用の施設及び設備を有する、学芸員に相当する職員がいる、一般公衆の利用のために施設・設備を公開する、一年を通じて100日以上開館する、といった要件を満たし、文部科学大臣もしくは都道府県の教育委員会によって指定される。

本件に関する  
問い合わせ先

多摩六都科学館（広報担当：石山・廣江 主任研究員：原）

〒188-0014 東京都西東京市芝久保町5-10-64

mail:info2@tamarokuto.or.jp

TEL:042-469-6100(代表) 042-469-6984(広報直通)

※テレワーク中につきメールでのご連絡がスムーズです